

令和元年度

定期監査結果報告書

室戸市監査委員

元 室 監 第 41 号

令和 2 年 3 月 19 日

様

室戸市監査委員 中川 博嗣

室戸市監査委員 濱口 太作

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、令和元年度定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり報告します。

目 次

1	監 査 の 対 象	・ ・ ・ ・ ・	1
2	監 査 の 期 間	・ ・ ・ ・ ・	1
3	監 査 項 目	・ ・ ・ ・ ・	1
4	監 査 の 方 法	・ ・ ・ ・ ・	1
5	監査の結果並びに意見	・ ・ ・ ・ ・	2
	議会事務局	・ ・ ・ ・ ・	5
	学校保育課	・ ・ ・ ・ ・	5
	生涯学習課	・ ・ ・ ・ ・	6
	企画財政課	・ ・ ・ ・ ・	7
	総務課	・ ・ ・ ・ ・	8
	人権啓発課	・ ・ ・ ・ ・	9
	産業振興課	・ ・ ・ ・ ・	9
	農業委員会事務局	・ ・ ・ ・ ・	11
	建設土木課	・ ・ ・ ・ ・	11
	選挙管理委員会事務局	・ ・ ・ ・ ・	12
	財産管理課	・ ・ ・ ・ ・	12
	税務課	・ ・ ・ ・ ・	13
	債権管理課	・ ・ ・ ・ ・	14
	市民課	・ ・ ・ ・ ・	16
	会計課	・ ・ ・ ・ ・	17
	福祉事務所	・ ・ ・ ・ ・	18
	水道局	・ ・ ・ ・ ・	19
	保健介護課	・ ・ ・ ・ ・	20
	消防本部	・ ・ ・ ・ ・	22
	観光ジオパーク推進課	・ ・ ・ ・ ・	23
	防災対策課	・ ・ ・ ・ ・	24
	地域医療対策課	・ ・ ・ ・ ・	25

1 監査の対象

① 資料を要求した課

議会事務局、学校保育課、生涯学習課、企画財政課、総務課、人権啓発課、産業振興課、農業委員会事務局、建設土木課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、財産管理課、債権管理課、税務課、市民課、会計課、観光ジオパーク推進課、福祉事務所、水道局、保健介護課、消防本部、防災対策課、地域医療対策課

② 監査をした課

議会事務局、学校保育課、生涯学習課、企画財政課、総務課、人権啓発課、産業振興課、農業委員会事務局、建設土木課、選挙管理委員会事務局、財産管理課、債権管理課、税務課、市民課、会計課、観光ジオパーク推進課、福祉事務所、水道局、保健介護課、消防本部、防災対策課、地域医療対策課

2 監査の期間

令和2年1月20日～令和2年2月13日まで

3 監査項目

- 前回の定期監査で指摘した事項の処理状況
- 徴収金の徴収状況
- 随意契約の状況について
- 各種団体等への補助金、交付金の支出について
- 工事状況調査及び入札状況について（500万円以上）
- 工事契約の変更状況について（500万円以上）

上記項目を主眼に事務事業が適正に執行されているか等に着目して監査を実施した。

なお、必要に応じ各課個別の監査項目を設定した。

4 監査の方法

各課等からあらかじめ資料の提出を求め精査し、所属長、補佐、班長から実情を聴取しながら、必要に応じて関係書類の提出を求め監査を実施した。

5 監査の結果並びに意見

〈 総 括 〉

当年度は財務事務全般についても、行政監査視点をもちながら事務執行の適法性、妥当性等について特に着眼点として実施した。

① 前回の定期監査指摘事項の処理状況について

各所属において真摯な取り組みによって適正に処理されている。

② 徴収金の徴収状況について

これらは市税、負担金、使用料及び手数料、財産収入及び諸収入の中の各貸付金と弁償金の歳入であり、厳しい財政状況のなか市政運営を行っていく上での貴重な自主財源の中でも多くの比率を占める歳入である。

平成 30 年度末で、一般会計 4 億 6,554 万 2,845 円、特別会計 4,658 万 8,810 円、合計 5 億 1,213 万 1,655 円の未収金（水道会計を除く）が発生している。平成 29 年度に比べ 4,123 万 1,559 円（7.5%）の減少となっており、債権管理への取り組みは評価するものではあるが、一般会計の未収金の割合では使用料及び手数料が 43.4%、諸収入 49.8%と、この二つで全体の 93.2%（前年度 89.8%）を占めている。対前年度比では 3.4%の増となっており、使用料及び手数料、諸収入の未収金への取り組みの強化が望まれるところである。

収入未済額の縮減は、住民負担の公平性と財源確保の観点から極めて重要な課題であり、滞納者や連帯保証人の実態調査に努め、債権管理機構との連携強化を図り効率的な徴収対策を講じられたい。

③ 随意契約の状況について（工事以外で他者の見積書を徴しないもの）

今回の監査においては根拠法令及び契約保証金について実施を行った。提出された資料によると、随意契約件数は 367 件であり、うち地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に該当するもの 206 件、第 2 号 132 件、その他の号 29 件となっている。適用根拠法令の誤りが若干見受けられた。予定価格が 1 号に該当する場合は、すべて根拠法令は 1 号を適用すべきである。

契約保証金については、全て免除となっているが、その根拠である契約規則第 40 条

第1項第1号から第7号までの適用に誤りも見受けられた。

入札・契約事務マニュアル平成31年度版では、第3号（契約金額が少額するとき）の小額金額は、建設工事500万円未満、一般業務200万円未満となっており、3号に該当する契約は他の号の適用は必要ないものである。

契約の起案にあたってはその都度見直し等を行うことも必要であり、情報の共有化や研修により適切な事務執行に努められたい。

なお、他者の見積書を徴しないものを監査対象として実施したものであるが、随意契約とは一般競争入札を原則とする契約締結方法の例外として地方自治法第234条第2項により規定されている方法である。

随意契約の長所としては、競争の方法が省かれ事務処理の効率化が図られ経済的であること、契約の相手方となる者を任意に選択できるため資産、信用、経験等のある業者を選べ、契約の履行の確保が図れることなどがある。しかし一方短所として、契約の相手方が一部の者に偏りがちになるなど、適正な価格で契約できない恐れがあることなどが指摘されている。また過去には不適切な運用がマスコミにも取り上げられている。適用に当たっては地方自治法施行令に規定される要件を合理的、客観的に解釈し慎重な事務執行に努められたい。ヒアリング時に指摘した箇所については早急に対応し、翌年指摘されないよう望むものである。

④ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

今回、提出された資料によると補助金137件（新規9件）、交付金12件となっており、補助金交付要綱等は全てにおいて整備が行われていた。

補助金については、地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては寄附又は補助することができる。」と規定されており、市政活性化のためにも今後も重要な施策であると思慮される。

なお、市補助金交付規則第3条には「補助事業者等は、補助金が市民から徴収された税その他の貴重な財源でまかなわれていることに留意し、法令の規定及び補助金の交付目的に従って、誠実かつ効率的に補助事業等を行うように努めなければならない。」とある。

また、特に長期間継続しているものや少額の補助金、参加者の少ないイベント等への補助金については補助の必要性や効果等に留意し、見直しを検討する必要がある。

公金支出に対する説明責任の根幹を認識し、補助金が補助目的に沿って使用されているか、交付条件が遵守されているか、また交付内容に応じた補助効果が確保されているかどうかなど、行政として絶えず的確に把握されることが求められ、住民活動の活性化とともに補助金等、自治体の支出に係る関心が高まっており、市民に批判や疑念を抱かれることのないよう透明で公正公平な市政運営が望まれるところである。

⑤ 契約金額 500 万円以上の工事状況調査及び入札状況について

(平成 30 年度及び令和元年度 11 月末現在)

今回提出された資料によると平成 30 年度の工事 49 件であり、契約種別では指名競争入札 28 件、総合評価方式 1 件、一般競争入札 20 件、随意契約 0 件となっている。競争入札 48 件のうち同額によりくじ引きによる決定が 17 件となっている。なお、令和元年 11 月末現在の工事契約数は 56 件となっている。

また指名競争入札においては辞退が、制限付き一般競争入札においては失格が多い状況が見受けられる。入札制度の本来の目的を念頭に置いて適正な入札の執行に取り組まれない。

⑥ 契約金額 500 万円以上の工事契約の変更状況について (平成 30 年度分)

平成 30 年度完成工事 49 件中、請負額、工期共に変更 14 件 (うち減額 3 件)、請負額変更 18 件 (うち減額 3 件)、工期変更 1 件、合計 33 件 (67.3%) となっているが、中には 1 工事で数回の変更を行った事例も見受けられ、実際の変更件数はこれより多くなっている。

特に工期延長については供用開始の遅れによる市民への影響も大きく、当初の設計段階においての精査が重要となるため、今後においては十分留意されたい。

以下、各課に対する監査結果、指摘、概要を述べることとする。

<議会事務局>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は5件である。(1号3件、2号2件)

適正に処理されたい。

<学校保育課>

○ 徴収金の徴収状況について

【 保育所保護者負担金について 】

令和元年11月末現在で、現年分調定額1,716万2,750円に対し収入済額1,656万2,400円で徴収率は96.50%(前年度98.22%)、収入未済額は60万350円(前年度37万400円)となっている。滞納分調定額52万9,030円、収入済額6万円、徴収率は11.34%(前年度16.26%)収入未済額は46万9,030円となっており、今年度全体の収入未済額は106万9,380円(前年度76万2,750円)となっている。

滞納対策としては、督促状の発送及び電話による催告、生活実態の把握に努め分納相談に応じ、また児童手当からの天引きも実施している。

滞納額は年々減少しており、今後においても徴収努力を望むものである。

【 学校給食費保護者負担金について 】

学校給食は、小学校7校と中学校5校の計12校全てで実施されている。平成31年4月現在の対象児童・生徒数は室戸中学校の実施に伴い571人(昨年度493人)となっている。令和元年11月末現在の学校給食費現年調定額は1,473万5,920円、収入済額1,437万5,920円、徴収率97.56%(前年度98.13%)で収入未済額は36万円(前年度25万9,100円)となっており、滞納分については、調定額53万2,855円、収入済額17万3,640円、徴収率は32.59%(48.92%)収入未済額は35万9,215円(前年度28万1,445円)となっている。

滞納対策の取り組み状況では、現在申し込み時に児童手当からの徴収も承諾してもらっている。学校給食は児童・生徒にとっては、大勢で楽しく食事をすることや食物に対する感謝の心を養う大切な教育の場でもある。その負担金に滞納が発生することは残念である。今後においても一層強力な徴収努力を望むものである。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は 31 件である。（1 号 19 件、2 号 7 件、その他 5 件）

内容を十分精査し、法令等に基づき執行されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

補助金 19 件（前年度 19 件）となっている。その中で、室戸高校に対する補助金については 3 件補助が実施されているが、寮生応援補助金については入寮者の減により補助額も少なくなっている。本市唯一の高校であり、多くの生徒が進学し室戸高校が存続して行けるよう、公設塾の開設など補助金以外についても今後も様々な支援策を講じ続けることが重要と考える。

○ 工事状況調査及び入札状況について（令和元年度 11 月末現在）

吉良川小学校プール改修工事他 6 件の指名競争入札及び元小学校擁壁改修工事の総合評価方式となっている。

<生涯学習課>

○ 徴収金の徴収状況について

奨学資金貸付金は前年同期の徴収率と比較すると、現年 56.63%（前年度 59.98%）で 3.35 ポイントの減、滞納分は現年 18.66%（前年度 17.03%）で 1.63 ポイントの増となっている。

奨学金の返還については、卒業後正規雇用になれず、不安定な就労となり奨学金の返還が困難な若者が増えることが社会問題となっている現状ではあるが、貸与目的である教育の機会均等を図り、文化の向上と社会の健全な発展に貢献できる人材育成のためにも、高等学校以上の生徒に奨学資金、大学進学時に入学準備金を貸与する制度を継続し、若者定住・就業促進に係る奨学資金返還支援交付金については、より多くの市民への制度の周知を望むものである。

家庭的な事情などで進学に不安を抱えている生徒の進路の保障と、経済的な負担の軽減を図るものであることから、今後においても申請時の本人面接を通じ、目的・主旨を説明し、卒業後の返還に繋げるとともに完納を目指し一層の努力を望むものである。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、24 件である。（1 号 21 件、2 号 3 件）

内容を十分精査し、法令等に基づき執行されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

補助金 18 件で、新たに定期演奏会補助金が制定されている。

○ 個別事項

令和元年度奨学資金及び入学準備金の貸与状況

(単位:円)

区 分	貸与月額	新規貸与者	継続貸与者	合計件数	貸与額
高 等 学 校	10,000	0	2	2	160,000
高 等 専 門 学 校	16,000	0	0	0	0
各 種 専 門 学 校	16,000	0	1	1	192,000
短 期 大 学	30,000	0	1	1	360,000
大学及び大学院	35,000	5	9	14	5,880,000
小 計		5	13	18	6,592,000
入 学 準 備 金	300,000	0		0	0
	500,000	3		3	1,500,000
小 計		3		3	1,500,000
合 計		8	13	21	8,092,000

<企画財政課>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、6 件である。（1 号 3 件、2 号 3 件）

適正に処理されていた。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

補助金 9 件となっている。

補助金 9 件うち新たに 1 件（公共交通活性化支援事業補助金）が制定されている。

○ 個別事項について

【 移住促進事業について 】

移住促進住宅の整備や都市圏などでの PR 活動等、多くの施策を実施しているが、大きな成果とはなっていない現状であり、問題の分析、その解決策など今後の努力を期待する。

移住体験住宅利用状況

	平成29年度				平成30年度				令和元年度(4月～12月)			
	元	吉良川	佐喜浜	計	元	吉良川	佐喜浜	計	元	吉良川	佐喜浜	計
滞在日数(日)	50	14	15	79	86	31	41	158	75	55	75	205
世帯数(世帯)	14	2	3	19	7	4	4	15	11	5	7	23
人員(人)	23	2	8	33	12	7	6	25	19	10	10	39

【 地域おこし協力隊について 】

地域おこし協力隊の任期終了後、地元への定住や起業するための補助金要綱を制定したことにより、それを利用した起業も進められていることから、地域の活性化と定住促進に繋がっているものと考えられる。任期中に培ったノウハウと人脈を生かした地域づくりに努められることを期待する。

<総務課>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は37件である。(1号19件、2号17件、その他1件)

今後も法令等に基づき執行されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

交通安全関係補助金3件となっており、運転免許自主返納支援事業補助金が新たに制定されており、平成30年度51名に交付されているとのことであった。

○ 個別事項について

職員の定数について市長部局は休職者を含めると定数に近い現状であったが、本年12月議会で改正されている。現在は医療制度改革や、地方分権の推進を図ろうとする国の方針などにより市町村の事務は増加しており、本市でも多くの臨時職員の雇用で対応している。しかし職員の病気などによる休職も多く発生している現状を解消するため、職員の補充についての検討も必要ではないかと思われる。

正職員数及び臨時職員の状況は、次の表のとおりであり臨時職員が約半数の割合を占めているが、市民にとっては全てが市の職員である。特に臨時職員の多くは窓口業務を受け持っている状況にある。正職員には各種研修の機会が与えられているが、臨時職員においても職員研修への参加や個別の研修などを行い、全職員による市民サービスの維持向上に努められたい。

正職員数

	平成25年4月1日	平成26年4月1日	平成27年4月1日	平成28年4月1日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日
職員数	239	246	242	245	246	251	250

臨時職員数

	平成26年4月1日 現在	平成27年4月1日 現在	平成28年4月1日 現在	平成29年4月1日 現在	平成30年4月1日 現在	平成31年4月1日 現在
特別職非常勤・ALT	15	18	20	22	22	22
臨時職員	91	95	84	80	77	77
パート	119	133	134	142	135	144
内、病休・代替等	3	4	1	1	0	0
合計	225	246	238	244	234	243

<人権啓発課>

○ 徴収金の徴収状況について

同和小口資金貸付金は、昭和 47 年度から昭和 61 年度までに貸付を行った返還金であり、収入未済額は平成 30 年度に 1 万 2 千円の債権放棄を行ったため、214 万 5,500 円（49 件）となっている。

貸付金は私法上の債権であり、民法第 167 条第 1 項の適用を受けるものである。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、14 件全て 1 号である。

○ 個別事項

【 市民館の公金取り扱いについて 】

各市民館では市税、国保税、使用料、手数料、介護保険料等幅広く公金の収納事務を行っている。平成 30 年度は、4,543 件、3,439 万 5,513 円と多額の公金を取り扱い、最も多い市民館では約 1,214 万円を扱っており、管理体制には十分留意されたい。

<産業振興課>

○ 徴収金の徴収状況について

産業育成資金貸付金については、平成 17 年度から貸付制度は廃止となっているが平成 30 年度の滞納額は、昭和 54 年度から平成 14 年度までの未収金で、11 件の 2,164 万 7,521 円となっている。11 件中 7 件は一度も支払いがなされていない状況である。

貸付金の原資は税金等の公金で賄われているものであり、不公平感や不公正感を与えることのないよう、未収金対策に取り組んでいただきたい。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、33 件である。(1 号 19 件、2 号 14 件)

内容を十分精査し、法令等に基づき執行されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

補助金 44 件、交付金 4 件、奨励金等 2 件となっており、新たに室戸市企業立地促進事業費補助金他 5 件を制定している。

○ 工事状況調査及び入札状況について（令和元年度 11 月末現在）

佐喜浜生活改善センター改修工事他 1 件の指名競争入札となっている。

○ 個別事項

【「アクアファーム」の給水状況について】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(11月末)
給水件数	4,491	4,503	3,963	3,738	3,557	2,087
使用水量(m ³)	704,107.7669	684,845.7254	689,342.9398	686,215.4012	820,450.3500	565,132.2453
使用料(円)	27,221,227	29,223,347	28,934,971	30,118,387	33,751,343	21,333,773

令和元年 11 月末現在の使用水量の内訳の割合は一般 0.01%、水産利用 88.34%、企業分 11.65%であり、使用料では一般 2.10%、水産利用 25.39%、企業分 72.51%となっており、前年同月より約 73 万円の減額となっている。歳入の使用料は各関連企業への供給により大きく左右されている。

海洋深層水は本市の貴重な地域資源であり、安定的な取水・給水のため万全なメンテナンスを実施し、ブランド力を高めるため今後においても深層水の有効な活用を望む。

なお海洋深層水給水事業においては赤字が続いており、一般会計より繰入を行っているところであり、使用水量の増加や経費節減を図り、健全なる事業運営に努力されたい。

<農業委員会事務局>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は2件である。

適正に処理されていた。

<建設土木課>

○ 徴収金の徴収状況について

農林水産業費分担金の滞納額は、本年11月末現在276万5,400円となっている。長びく不漁の影響を受け、苦しい漁協経営を強いられている状況ではあるが、年4回の分割の納付計画により徴収している。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、37件である。(1号16件、2号5件、その他16件)

内容を十分精査し、法令等に基づき執行されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

地籍調査事業費補助金1件となっている。

○ 工事状況調査及び入札状況について（令和元年度11月末現在）

市道本町西ノ宮線舗装工事他7件の指名競争入札、菜生漁港災害復旧工事他2件の総合評価方式、原池橋橋梁修繕工事他11件の制限付一般競争入札、羽根漁港災害復旧工事他2件の随意契約となっている。

○ 個別事項

【 地籍調査への取り組み状況について 】

地籍調査は国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、併せて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査する国土調査の一部であり、登記所にある土地登記簿や地図をもとに、一筆毎の土地について土地所有者等の立会いを得て、所有者・地番・地目・筆界の調査をするとともに、測量を行い、その結果を地籍図及び地籍簿に取りまとめるものである。その効果は不動産登記、行政の基礎資料として活用されるほか、災害復旧の迅速化、街づくりの円滑な推進などに役立てられることから、海岸沿いの住宅地を主とした年次計画の樹立を行い、平成18年度より佐喜浜町から実施しており順調に進んでいるものと思われる。

年度別着手面積

(単位:km²)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計
本市事業	地籍調査	0.24	0.24	0.12	0.12	0.29	0.27	0.66	0.61	0.32	1.00	0.62	0.62	4.94
	山村境界保全事業		4.15											4.15
芸東森林組合実施	地籍調査				8.60	5.40	6.50	1.50	2.47	3.29	2.49	3.17	4.00	33.42

○ その他

市道整備については、市民から多くの要望が寄せられた中で、課として年度別に優先順位を付け、問題解消に取り組んでいるとの事である。しかし市民にはその実情が伝わっていないことが不満等の原因となっているものと思われる。整備計画等の情報を地域の方々に理解してもらい信頼関係を強め、安心して通行できる市道整備に努めるよう望むものである。

<選挙管理委員会事務局>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、16件である。(1号13件、2号3件)

内容を十分精査し、法令等に基づき執行されたい。

○ その他

選挙の投票率については、本年も期日前投票では本庁舎1箇所だけでなく各地域の4箇所に1日投票所を開設したとのことであり、今後も継続すると共に、他市町村を参考に投票率向上のための更なる取り組みを期待する。

<財産管理課>

○ 徴収金の徴収状況について

市営住宅使用料について

令和元年11月末現在の全体の調定額は2億8,933万4,652円で、収入済額は5,651万2,121円、徴収率19.53%(前年度19.83%)となっている。昨年同期と比較すると0.30ポイントの減少となっている。今後も債権管理課とともに徴収率の向上に努められたい。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、9 件である。(1 号 3 件、2 号 6 件)

内容を十分精査し、法令等に基づき執行されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

生活環境等の安定向上が阻害されている地域における住環境の整備改善及び地域の活性化を促進するための老朽住宅除却事業費補助金等 2 件となっており、除却事業は、本年度申請件数 58 件中、決定件数 35 件、決定額 4,500 万 1,000 円(11 月末現在)となっており、平成 24 年度からの累計では 206 件、2 億 2,150 万 4,800 円となっている。

○ 工事状況調査及び入札状況について(令和元年度 11 月末現在)

室戸市営住宅建替事業建築工事(明許)1 件の総合評価方式と、室戸市営住宅建替事業電気設備工事(明許)他 4 件の指名競争入札となっている。

○ 個別事項

市営住宅については、本年度 58 団地 608 室を管理しており、空室 164 室のうち、79 室については耐震性等により、募集は行わない方針であり、残 85 室については需要が見込まれるものから修繕のうえ募集を行う予定である。

また、現在管理戸数 608 戸、入居可 529 戸中 444 戸に入居しており、新たに 12 戸建替工事が完成している。今後も老朽化による建替が考えられるが、住宅使用料の滞納問題の解消がないと多くの市民の批判を受けることにもなると思われたため、滞納対策には強力な取り組みを期待する。

<税 務 課>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、6 件である。適正に処理されていた。

○ 個別事項

特別徴収の状況

(単位:%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特別徴収者数実施率	79.39	80.30	79.88	79.36	80.86
特別徴収税額実施率	85.89	85.07	87.48	86.02	86.63

(各年度 7 月 1 日現在 課税状況調べより)

<債権管理課>

○ 徴収金の徴収状況について

住宅新築資金等貸付金収入未済額は、令和元年11月末現在 1億6,939万6,849円で、昨年同期と比べると14万7,543円の増加となっている。また現年徴収率は、34.27%で昨年同期比16.24ポイント減少し、滞納では4.96%で2.51ポイント減少している。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、1件である。

適正に処理されていた。

○ 個別事項

【 市税の収納状況及び不納欠損処分について 】

市税の収納状況は次の表のとおり、平成30年度においては、軽自動車税が現年分と滞納分において前年度を上回っている。

次に市税と国保税を合わせた不納欠損額は、平成29年度1,242万4,166円であり、平成30年度1,340万2,602円、金額では前年度より97万8,436円の増となっている。

貴重な自主財源である市税の債権消滅処分であり、今後も法令に沿った事務処理を行うこと。

【 滞納整理取組み方針について 】

課の取組み方針として、①目標の数値化 ②取組みの進捗管理 ③年間月間スケジュールの確立 ④租税債権管理機構との連携 ⑤人材の育成等を揚げ、具体的な取組みを行い、課員の問題意識共有を図っている。

滞納整理強化については、広く市民にも浸透しており、市税等の滞納に対し、強い姿勢を持ち、今後においても、公平性の原則の元、徴収事務の執行に努められたい。

収納状況、強制徴収の実績、差押件数及び差押金額の推移は次のとおりである。

なお、平成28年度より広域事務組合に設置された債権管理機構に依頼した令和元年度（11月末時点）の59件、3,167万7,471円については、11月末現在1,750万7,094円（徴収率55.3%）の収納実績となっている。

市税年度別収納状況

(単位:円、%)

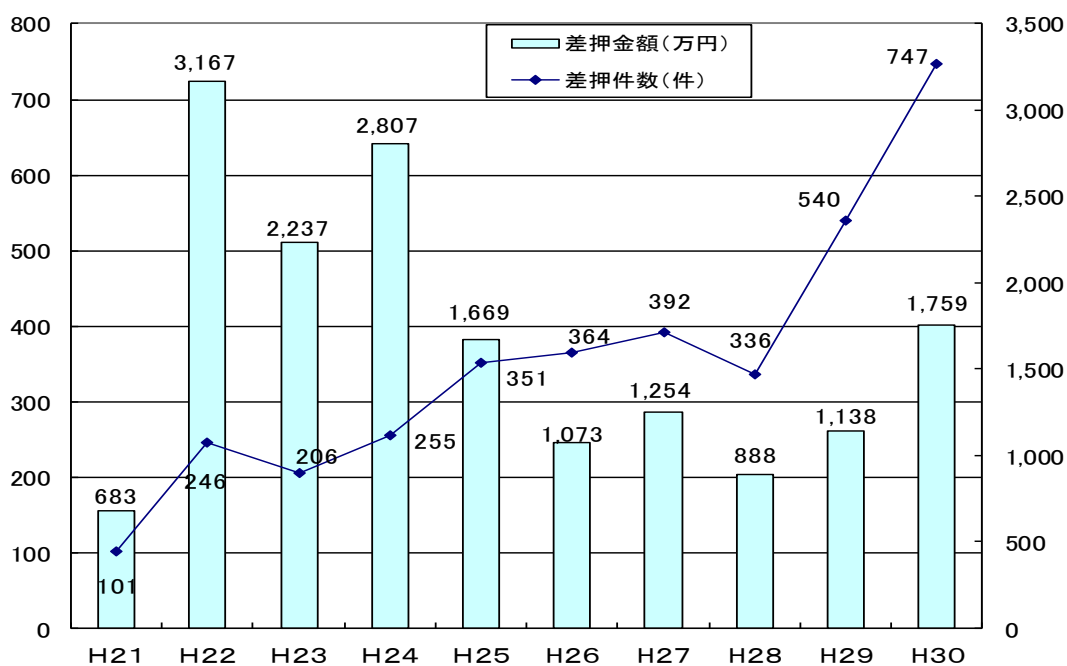
		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		収入済額	当期収納率	収入済額	当期収納率	収入済額	当期収納率	収入済額	当期収納率
市民税	現年	456,237,637	99.02	480,298,643	98.80	473,306,983	99.22	460,560,360	99.39
	滞納分	8,144,444	29.84	7,941,698	37.51	8,163,097	45.32	7,254,515	61.35
固定資産税	現年	500,360,477	98.39	509,969,544	98.43	499,970,909	98.61	489,596,429	98.80
	滞納分	9,410,727	16.20	15,807,324	31.21	10,379,570	27.73	8,506,027	28.76
軽自動車税	現年	42,789,434	97.92	51,975,781	97.29	53,107,197	97.82	53,780,916	97.94
	滞納分	658,329	13.97	644,571	16.08	964,641	22.03	1,172,550	29.99
国保税	現年	429,163,107	96.70	449,866,887	96.95	424,934,142	96.61	405,148,700	96.72
	滞納分	21,393,687	29.47	32,622,526	38.80	22,980,174	38.04	19,370,858	41.97

強制徴収の実績

(単位:円)

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度 (11月末)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
預貯金	247	7,459,107	313	9,725,811	329	7,500,280	457	7,833,405	592	11,483,314	305	5,878,469
保険	20	957,786	6	585,479	1	590,073	29	2,219,066	59	854,586	20	530,917
捜索	16	84,790	15	224,704	1	0	7	140,162	16	109,495	8	304,080
給与報酬	31	1,618,477	28	1,399,911	2	628,700	21	690,232	50	2,382,253	26	1,596,680
年金					2	150,310	9	137,520	10	1,322,250	1	690,770
出資金	0	0	0	0	0	0	12	322,000	4	43,000	0	0
他税還付金	4	93,710	7	277,626	1	17,300	5	37,882	1	18,145	1	39,000
不動産	0	0	1	0					7	0	2	243,000
地代	46	518,875	22	329,875							1	7,000
大敷配当金									5	672,500	6	557,200
その他									2	700,000	5	90,931
計	364	10,732,745	392	12,543,406	336	8,886,663	540	11,380,267	746	17,585,543	375	9,938,047

差押件数及び差押金額の推移



<市 民 課>

○ 徴収金の徴収状況について

国民健康保険事業における一般被保険者診療報酬返納金は、主に資格喪失後に受けた診療報酬に係る返還金であり、本年度11月末現在の調定額は256万9,982円（35件）、収入済額218万1,072円（33件）で徴収率84.9%で収入未済額は38万8,910円となっている。

滞納対策としては、保険者間調整の推進や資格適正化チラシの配布を行うとのことである。

一般保険者第三者納付金は交通事故等の治療に国保を使った場合に加害者より納付されるものであり、本年度11月末現在調定額286万7,712円（8件）、収入済額173万9,505円（8件）徴収率60.7%で現年はすべて徴収されており、収入未済額は滞納分の1,128,207円となっている。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、24件である。（1号11件、2号13件）

保険金の免除に適用誤りが見られた。十分精査し法令等に基づき適正に処理されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

補助金 5 件、交付金 3 件となっている。

○ 個別事項

不法投棄等の苦情件数と内容並びに対応について

不法投棄の苦情件数

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (11月末)
136	14	7	14	17	13	9

対応としては、室戸警察署、安芸土木事務所、室戸事務所や安芸福祉保健所、その他関係機関と連携して、ごみ回収処理にあたるとともに、不法投棄禁止の立て看板を設置する等、努力はされているも一向に絶えない状況である。今後においても広報等によるPR活動や不法投棄監視パトロールの強化に努められたい。

人口の推移

※ H24.7.31より外国人を含む(H24.7.9住基法改正による)

	男	女	計	0～14歳	15～64歳	65歳以上	75歳以上	世帯数
H22.3.31	7,869	8,742	16,611	1,384	9,125	6,102	3,212	8,310
H23.3.31	7,702	8,552	16,254	1,309	8,894	6,051	3,247	8,222
H24.3.31	7,513	8,376	15,889	1,236	8,562	6,091	3,287	8,150
H25.3.31	7,337	8,184	15,521	1,181	8,104	6,236	3,324	8,073
H26.3.31	7,140	7,977	15,117	1,127	7,632	6,358	3,328	7,943
H27.3.31	6,974	7,749	14,723	1,065	7,235	6,423	3,301	7,848
H28.3.31	6,791	7,581	14,372	1,034	6,861	6,477	3,319	7,743
H29.3.31	6,631	7,375	14,006	994	6,508	6,504	3,356	7,622
H30.3.31	6,457	7,151	13,608	967	6,132	6,509	3,401	7,503
H31.3.31	6,304	6,914	13,218	924	5,908	6,386	3,441	7,378

<会 計 課>

○ 個別事項

室戸市財務規則第 126 条に定める検査について

平成 30 年度は行当市民館及び佐喜浜出張所の 2 施設を実施している。それぞれの施設については出納簿の整理、収入日計表・月計表兼出納票、現金収入日報兼現金

払込書の事務処理及び現金、分任出納印の保管についても適正に事務処理及び管理されているとの検査結果が報告されている。今後とも会計事務の適正に努められたい。

<福祉事務所>

○ 徴収金の徴収状況について

① 更正資金貸付金について

昭和 44 年度から昭和 53 年度までの 5 件の貸付金であり、民法上の金銭消費貸借契約に基づいて発生する私債権となっていることから、滞納者及び保証人の現状調査を行い、厳正なる私債権の管理に関する事務を行われたい。

② 生活保護弁償金

本年度は、令和元年 11 月末現在、全体の調定額は 3,608 万 5,258 円、収入済額は 542 万 2,616 円(内現年分 498 万 1,616 円)、収納率は 15.03%(現年分 65.06%)となっている。今後においても世帯の実態把握や資産・収入状況把握などに努め適正保護に努められたい。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、11 件である。(1 号 5 件、2 号 6 件)

根拠法令、保証金免除に適用誤りが見受けられた。十分精査し適正に処理されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

民生児童委員活動費補助金等補助金他 4 件となっている。

○ 個別事項

【生活保護率の推移について】

平成 20 年秋以降の急激な国内景気・雇用情勢の悪化に伴い、全国的にも生活保護受給者は、戦後過去最高と言われ、その後も増加を続け、本市においても、基幹産業の一つである漁業の低迷や少子高齢化などにより人口減少が進み、都市部との所得格差や雇用の場の確保などの問題は解消されず厳しい状況下にあって生活保護率の推移は、平成 24 年 3 月 55.7%、平成 25 年 3 月 60.6%と上昇を続けていたが、令和元年 11 月 55.1%と減少としている。しかし、依然高い保護率となっており、平成 25 年度 10 月より、援助困難ケースへの対応のため警察官 OB を雇用し生活実態把握等に努めているということであり、今後も自立支援の充実など適正な事務の遂行を望む。

また、生活保護費に占める医療費の割合が全体の 60%を超えているが、頻回受診・重複受診等の指導により前年度に比べ減少している。今後も適正保護の実施に努められたい。

<水 道 局>

○ 徴収金の徴収状況について

今後の滞納整理の取り組みとして、給水停止措置に加え支払督促制度の活用に取り組む等努力はされているが、転出や死亡等を的確に把握し、滞納を発生させないことなど今後一層強力な取り組みを望む。

令和元年 11 月末現在調定額 1 億 9,861 万 4,210 円、収入済額 1 億 7,862 万 5,930 円、徴収率 89.94%となっている。昨年同期と比較すると 0.44 ポイント減少している。

未収金は私法上の債権であって消滅時効は 2 年であるが、令和 2 年 4 月 1 日施行の民法改正により 5 年となるため、法施行日を境に 2 年と 5 年が併存することになるので注意が必要である。

企業会計の健全を期するには、水道料金の未収金対策は、必要不可欠となっているところであり、善良なる受益者との負担の公平性を期するためにも、水道給水条例第 38 条に基づく給水停止措置を行うことにより、毅然とした対応と、尚一層の徴収率の向上を目指した取組みに努められたい。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は 11 件である。(1 号 6 件、2 号 1 件、5 号 4 件)

適正に処理されていた。今後も法令等に基づき執行されたい。

○ 工事状況調査及び入札状況について（令和元年度 11 月末現在）

室津配水管布設替工事他 2 件の指名競争入札となっている。

○ その他

石綿管布設替えについては、平成 30 年度に 1,061m を実施しており、令和元年 12 月現在延長 4,694m のうち平成 31 年度から平成 34 年度に 2,664m を計画しており、残り 2,030m が未計画とのことである。水道会計はここ数年の経営努力により資金残高が 3 億円を越えている現状であり、計画の前倒しなどにより早期の石綿管布設替えを望むものである。

<保健介護課>

○ 徴収金の徴収状況について

介護保険料の普通徴収において、平成 29 年度現年 87.39%・滞納 16.93%、平成 30 年度現年 88.50%・滞納 17.41%となっている。令和元年 11 月末現在の昨年同期と比較すると現年徴収率は 0.04 ポイントの増加、滞納分は 1.22 ポイントの減少となっている。徴収率の低い原因は、無年金や小額年金者等の低所得者で滞納するケースが多いなどの実情がある。しかし、保険料の未納により消滅時効となれば介護サービスを利用する場合にサービス利用料（自己負担）が、1 割負担から 3 割負担となり、高額介護サービス費の支給制限も生じるため、市民に徹底した啓発に努めるよう望むものである。

現年、滞納分の徴収率の向上対策として定期的な督促状や催告状の発送、財産調査を実施している。平成 29 年度、平成 30 年度とも預金調査 100 件、差押え件数 0 件である。今後とも法令に基づき徴収率の向上を図られたい。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、60 件である。(1 号 25 件、2 号 34 件、その他 1 件)

根拠法令・保証金免除の適用誤りが見受けられた。内容を十分精査し、法令等に基づき適正に事務処理されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

補助金 13 件となっている。

○ 個別事項

【各種検診状況について】

各種検診の受診率については、全国的に国の目標より非常に低い状況が続いており本市においても同様であるが、病気の早期発見による早期治療を行うことが、市民の幸福とともに医療費の抑制に繋がり、それにより市民の国保料負担の減少にも結び付くことになる。そのためにはより一層検診への参加を働きかけることが重要であり、保険者の意識改革にも努めなければならない。

がん検診

(単位:人、%)

	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度(11月末現在)		
	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
結核・肺がん(40歳以上)	11,042	2,151	19.5	10,823	2,096	19.4	10,612	2,027	19.1	10,390	1,704	16.4
胃がん(40歳以上)		1,015	9.2		1,055	9.7		1,023	9.6		761	7.3
大腸がん(40歳以上)		2,001	18.1		1,901	17.6		1,859	17.5		1,592	15.3
乳がん(40歳以上の女性)	5,994	524	8.7	5,858	488	8.3	5,734	484	8.4	5,600	416	7.4
子宮がん(20歳以上の女性)	6,859	262	3.8	6,689	442	6.6	6,507	300	4.6	6,304	317	5.0

特定健康診査（40歳～74歳の国保加入者）

(単位:人、%)

平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度(11月末現在)		
対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
3,710	1,387	37.4	3,481	1,340	37.7	3,411	1,285	37.7	3,292	418	12.7

【保健事業について】

長年多岐にわたり保健事業を実施しているが、近年参加者も減少傾向にあり、参加者層に偏りが見られる事業もあることから、見直しを検討されることが望ましい。より多くの市民に参加していただき、健康寿命を延ばしていくことが医療費の削減に繋がるものと思われる。

○その他

現在、自分で車を運転できない高齢者等の対策として、タクシー料金の一部補助、高齢者等買い物支援事業委託を実施しているが、自動車免許自主返納や高齢化により、ますます通院や買い物の困難な方々が増加するものと思われる。他課との協議を踏まえながら、よりきめ細かな実施に向けて検討を望むものである。

<消防本部>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、8件である。(1号2件、2号6件)

根拠法令・保証金免除の適用誤りが見受けられた。内容を十分精査し、法令等に基づき適正に事務処理されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

交付金1件となっている。

○ 工事状況調査及び入札状況について（令和元年度11月末現在）

旧室戸岬小学校校舎等解体工事他1件の指名競争入札となっている。

○ 個別事項

【 消防施設の整備状況について（各分団含） 】

分団の移設計画については、高岡分団については平成30年度完成、室戸岬分団については令和2年度に建設を実施し、令和3年度以降には菜生、羽根の両分団を計画しているとのことである。全ての分団が安全な場所に移り市民の財産と命を守る拠点となるよう取組みを望む。

【 火災・救急業務出動状況 】

(単位:件)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
火災	13	12	20	21	11
室戸市	11	8	15	16	10
東洋出張所	2	4	5	5	1
救急	1,281	1,228	1,324	1,404	1,356
室戸市	1,051	1,010	1,072	1,162	1,138
東洋出張所	230	218	252	242	218
ヘリ使用	86	96	90	97	91
DRヘリ	74	88	82	90	84
防災ヘリ	12	8	8	7	7
県警ヘリ	0	0	0	0	0

火災については昨年度より47.6%減少し、救急業務は3.4%の減少、ヘリコプターによる搬送は6.2%の減少となっている。

<観光ジオパーク推進課>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、10件である。(1号7件、2号3件)

内容を十分精査し、法令等に基づき適正に事務処理されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

ジオパーク推進協議会補助金他11件となっている。

前回の監査の指摘事項である、よさこい補助金については廃止されている。

○ 工事状況調査及び入札状況について（令和元年度11月末現在）

バイクライダー等交流宿泊施設リニューアル工事の指名競争入札1件である。

○ 個別事項

拠点施設のジオパークセンターが平成27年にオープンした後も、体験プログラム導入や、新たな展示物などによる内容の充実を図っている。センターの利用者数の月平均は平成27年度8,588人、28年度6,386人、29年度6,151人、30年度7,276人と廃校水族館の人気によって増加している。ガイド実績も次に示したような状況にある。

国内でジオパークに認定された地域は増えてきており、最近は多くの地域がジオパークに関心を持ち、近隣では土佐清水市などが認定に向け準備をしている状況である。数あるジオパークの中から室戸ジオパークに来ていただくことが交流人口の増、地域振興に繋がるため、室戸ジオパークの他地域にない特徴や魅力などの発信を行うと共に、市民の関心と学習、地域の盛り上がり、来て頂いた方々の満足度を高めるためには必要不可欠であり、ジオパーク推進協議会等との連携により市民を巻き込んだ施策の実施を望むものである。

ガイド実績

(単位:人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
県内	2,237	3,373	1,152	976	1,081
県外	4,733	6,450	6,094	5,054	4,600
海外	176	120	117	82	58
計	7,146	9,943	7,363	6,112	5,739

平成27年度以降ガイド実績が大きく減少し、近年は横ばいの状況となっている。ガイドによりさらに充実した観光が期待出来ることから、観光客に大いに利用をしていただくよう取り組みを望むものである。

○ その他

今年度中にはリニューアルされたMUROTOBase55もオープンし、新たな施設を拠点に室戸を訪れた観光客に多くの魅力を体験していただけるよう、観光施設や飲食店等の連携を深め、より室戸を知っていただき楽しむことができる体制づくりを期待する。

<防災対策課>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、10件である。(1号5件、2号3件、3号2件)

内容を十分精査し、法令等に基づき執行されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

防災関係補助金4件である。

○ 工事状況調査及び入札状況について（令和元年度11月末現在）

室戸岬町菜生地区津波避難タワー建築電気設備工事の指名競争入札、同本体工事の総合評価方式1件、同用地造成工事他2件の制限付き一般競争入札である。

○ 個別事項について

自主防災組織においては補助金による防災資機材の購入により自主的な備えへの強化が図られている。計画されている津波避難タワーについては現在建設中のものを残すのみである。避難路についても計画に従って整備が進んでいる。今後は住民の避難への意識が低下しないよう、夜間など状況に応じた避難訓練を繰り返し実施することが重要であり被害を少なくすることに繋がっていくことになる。今後においても行政、自主防災組織、関係機関等が一体となって、いざという時に役立つ訓練の実施などへの取り組みを期待する。

<地域医療対策課>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、12件である。(1号11件、2号1件)

適正に処理されていた。今後も法令等に基づき執行されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

医療関係補助金3件である。

○ 個別事項について

【医療対策について】

室戸岬診療所の患者数については、平成30年度と比べて減少している。これは医師の交代が主要因と考えられるが、診療時間についても夕方が多く利用しにくいとの声もあり、常勤医師の確保が望まれているところである。

なお、現在計画が進められている診療所の建設については、市民の期待も大きく、診療科目等については市民要望も踏まえ、早期完成に向けての取り組みを期待する。

室戸岬診療所受診状況（令和元年度）

